



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

(所属) 自動車監査指導部(貨物担当)

(担当) 尾上・山下・豊田

(電話) 06-6949-6448

令和8年6月30日

## トラック運送事業者に対する 事業停止処分について

今般、下記のとおり一般貨物自動車運送事業者に対する貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の事業停止処分を行ったので、お知らせします。

### 記

1. 処分年月日：令和8年6月30日  
処分内容：一般貨物自動車運送事業の事業停止30日間  
及び事業用自動車の使用停止100日車（2両×50日）
2. 事業者名：有限会社 岩鼻モータース  
（法人番号 9130002022938）  
主たる事務所：京都府京都市右京区京北上弓削町百合ノ鼻3番地の1  
代表者：岩鼻 敬介  
営業所：本社営業所（京都府京都市右京区京北上弓削町百合ノ鼻3番地の1）  
  
保有車両数：5両  
違反点数：40点  
累積点数：40点
3. 監査の概要  
法令違反（運行管理者不在）の疑いを端緒に、京都運輸支局が令和7年2月13日及び同年2月26日に本社営業所に対して監査を実施した結果、運行管理者選任違反及び点呼の実施違反の他8件の貨物自動車運送事業法違反を確認しました。
4. 違反の内容（\*違反時の法令の条項を記載）  
①運行管理者の選任違反  
（貨物自動車運送事業法第18条第1項）

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)  
(「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け近運自監公示第14号、近運技保公示第9号)」5(事業停止処分)  
(1)⑤)

②点呼の実施違反

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)  
(「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け近運自監公示第14号、近運技保公示第9号)」5(事業停止処分)  
(1)②)

③事業計画変更認可違反(自動車車庫の位置及び収容能力違反)

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)  
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)

④過労運転の防止措置義務違反(健康診断未受診)

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

⑤事業用自動車の安全性の確保義務違反(整備管理者の選任の未届出)

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)  
(道路運送車両法第52条)

⑥事業用自動車の安全性の確保義務違反(3月点検整備等の未実施)

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)  
(道路運送車両法第48条)

⑦事業用自動車の安全性の確保義務違反(12月点検整備の未実施)

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)  
(道路運送車両法第48条)

⑧業務の記録違反(記載事項等の不備)

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

⑨運行記録計による記録違反(記録なし)

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

- ⑩運転者等台帳（記載事項等の不備）  
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）

※事業停止期間：

①及び②が事業停止30日に該当。ただし、①に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間となる。

※事業用自動車の使用停止日車数：

③～⑩の処分日車数は合わせて100日車。

配布先

青灯クラブ

陸運記者会(トラック部会)

京都府政記者クラブ

京都経済記者クラブ

(参考)

\*貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）【抜粋】

(許可の取消し等)

第33条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

第1号 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第1項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

第2号（略）

\*「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年10月1日付け近運自監公示第14号、近運技保公示第9号）」（令和6年9月30日改正）【抜粋】

## 5（事業停止処分）

(1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。

①（略）

② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

③、④（略）

⑤ 法第18条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑥～⑧（略）